

「(仮称)南伊勢ウィンドファーム計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、エトリオン・ジャパン株式会社が、三重県度会郡大紀町及び南伊勢町において、最大で総出力35,200kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。

また、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)で特定植物群落に選定されている「国見岩のシャクナゲ群落」、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたシャクナゲ-ヒノキ群集等の植生、三重県立自然公園条例(昭和33年三重県条例第2号)に基づき指定された奥伊勢宮川峡県立自然公園等が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等によるクマタカへの影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。ついては、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する

適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)で特定植物群落に選定されている「国見岩のシャクナゲ群落」、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたシャクナゲ-ヒノキ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林、三重県立自然公園条例に基づき指定された奥伊勢宮川峡県立自然公園が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、特定植物群落及び自然度の高い植生の改変を回避するとともに、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、奥伊勢宮川峡県立自然公園区域等の重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避又は極力低減すること。